

## 地域活性化連携ファンド事業実施要綱

### 第1条（事業目的）

地域社会のにぎわい創出やスポーツ・観光によるまちづくり、及び地域商工業の販売促進等に貢献するイベントや活動(以下、イベント等という。)を支援し、その担い手と連携して地域全体の活性化を促すことを目的として、本要綱に従い熊谷商工会議所年度予算の範囲内で補助金を交付する。

### 第2条（補助対象事業）

後掲第7条に定める審査会において、本事業目的に合致するイベント等であると認められた事業。

### 第3条（補助金申請者）

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 熊谷商工会議所の所管エリア内に事業所または主要な活動拠点を有する、商工団体、および地元商工業者を構成メンバーとする任意団体、実行委員会等(以下、商工団体等という。)であること。
- (2) 一定の規約、会則等を有し、かつ代表者若しくは主要メンバーが当所会員であること。
- (3) 明確な会計処理を実施していること、または実施できると認められること。
- (4) 毎年度2月末日までにイベント等を完了する運営能力があると認められること。

### 第4条（補助対象経費）

本補助金の交付対象経費は、イベント等を実施するために直接必要となる経費のうち次の表に掲げるもの(消費税および地方消費税に相当する額を除く。)であって、補助金交付決定から、イベント等完了後20日以内に支払いが完了したものを対象とする。

項目	内容
人件費	運営員・アルバイト等への賃金
報償費	出演者・講師等への報酬
旅費	運営員の交通費・宿泊費等
需用費	材料費、事務用品購入費、印刷製本費、水道光熱費等
役務費	広告費、通信運搬費、保険料等
委託料	会場設営委託料(工事費を含む)、音響委託料(工事費を含む)、警備委託料等
使用料・賃借料	会場使用料、付帯設備使用料等
備品購入費	必要と認められるもの
食糧費	イベント等開催時の弁当代等(懇親会・親睦会等は対象外)

## 第5条（補助金額）

- (1) 補助金額は、補助対象経費の50%以内で、かつ同一補助金申請者につき年間100万円を上限とする(千円未満は切り捨て)。
- (2) 公共団体等から補助金等の収入がある場合、およびイベント等の売上金や参加料等の収入がある場合には、補助対象経費から、これらの収入を控除した金額の50%以内で、かつ同一補助金申請者につき年間100万円を上限とする(千円未満は切り捨て)。

## 第6条（交付申請等）

補助金の交付を希望する者は、別紙1の交付申請書(事業計画書等添付)を熊谷商工会議所事務局あてに提出するものとする。

## 第7条（審査及び交付の決定）

- (1) 前条の交付申請書に基づく補助金交付の可否は、会頭、副会頭及び専務理事で構成する審査会の審査により決定する。
- (2) 審査会の会長は会頭が務め、審査は原則として交付申請書に基づく書面審査で行う。会長は必要に応じて申請者より直接説明を求めることができるほか、関係する部会長、副部会長その他関係者の出席を得て意見を求めることができる。
- (3) 事務局は、審査結果を別紙2の書面により申請者に速やかに通知するとともに、通知後、最も早く開催される常議員会にてその申請内容と結果について報告する。

## 第8条（実績報告、補助金額の確定）

- (1) 前条より補助金交付決定を受けた者(以下、補助対象者という。)は、イベント等完了後、20日以内に別紙3の事業報告書(収支計算書等添付)を事務局に提出する。
- (2) 事務局は、当該報告の内容を審査し、補助金額の確定を行い、結果を所定の通知書にて補助対象者に通知する。

## 第9条（補助金の交付）

- (1) 事務局は、補助金額の確定した補助対象者より、所定の補助金交付請求書の提出を受け、補助金の交付手続きを行う。
- (2) 審査会が認めた場合は、補助対象者の申請に基づきイベント等完了前に補助金交付決定額の50%以内の金額を概算払いにより交付することができる。概算払いの手続きに関しては、別途事務局の指示に従うものとする。

## 第10条（その他）

本要綱に定めるもののほか、事業の運営及び事業に関して必要な事項は常議員会で別途定める。